

# 不妊手術強制で国提訴

## 宮城の女性 「旧優生保護法は違憲」

旧優生保護法（1948〜96年）下で知的障害を理由に不妊手術を強制された宮城県の60代女性が「重大な人権侵害なのに、立法による救済措置を怠った」として、国に1100万円の損害賠償を求める訴訟を30日、仙台地裁に起こした。旧法を巡る国家賠償請求訴訟は初めて。「憲法が保障する自己決定権や法の下の平等原則に反する」と違憲性を主張する方針。

（17面に関係記事）

旧優生保護法を巡り国に損害賠償を求め、仙台地裁に向かう原告側弁護団＝30日

国は「当時は適法だったとして補償や謝罪をしていない。日弁連によると、旧法により不妊手術を施された障害者らは全国で約2万5千人、うち約1万6500人は強制だったとされる。弁護団は記者会見で「全国で提訴の動きが広がることで問題の早期解決に

つながる。声を上げてほしい」と強調。既に複数の相談が寄せられた。宮城県では資料が残る83〜86年度、旧法下で障害などを理由に不妊手術を施されたとして、個人名記載の859人のうち半数以上が未成年で、最年少は女兒が9歳、男児が10歳だったことが県への取材で判明。共同通信が今月25日時点でまとめた調査では、個人名記載の資料は宮城県を含む19道県に約2700人分が現存している。

訴状などによると女性は58年、口蓋破裂手術の麻酔の影響で障害を負った。15歳の時、病院で「遺伝性精神薄弱」と診断され、県の審査会を経て不妊手術を受けた。その後、日常的に腹痛を訴えるなど体調が悪化。縁談も子どもを産めないと分かった途端、断られるなど精神的苦痛を受けた。旧法は障害者差別に当たると批判が強まり96年、母体保護法に改定されたが、原告側は「改定時から被害回復が不可欠だったのは明白」と指摘。

「ハンセン病訴訟」の熊本地裁判決も、不妊手術を「非人道的取り扱い」と批判。国連女性差別撤廃委員会や日弁連も法的救済を国に求めている。女性の義理の姉は会見で「障害者差別がなくなる世の中をと思い立ち上がった」と訴えた。仙台弁護士会や札幌、東京、大阪、福岡の弁護士有志が2月2日、電話相談を受け付ける。

特に2004年3月、国会で救済の必要性が議論されたことを重視。立法に必要な合理的期間の3年が経過した後も「救済しなかった過失がある」と主張している。旧法を巡っては01年の



年	合計 (未成年/ 成人)	男 (最低～ 最高年齢)	女 (最低～ 最高年齢)
1963年度	16 (6/10)	4(13～29歳)	12(9～37歳)
64	40(18/22)	8(15～35)	32(11～40)
65	127(68/59)	61(10～40)	66(10～43)
66	108(62/46)	48(12～33)	60(11～46)
67	90(56/34)	38(10～35)	52(11～39)
68	84(47/37)	34(13～38)	50(11～42)
69	88(41/47)	27(11～41)	61(11～38)
70	94(46/48)	33(11～51)	61(10～41)
71	79(45/34)	28(11～37)	51(11～42)
72	61(28/33)	22(11～50)	39(11～43)
73	33(15/18)	9(12～43)	24(11～43)
74	22(10/12)	4(15～38)	18(9～38)
75	8 (1/7)	3(27～44)	5(14～44)
76	1	0	0
77	1	0	0
78	5 (5/0)	1 (不明)	4(14～18)
79	1	0	0
81	1	0	0
86	0	0	0

※76、77、79、81年度の1人については年齢性別非公表